

プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン

初 版：平成19年2月

第2版：平成23年9月

第3版：平成27年7月

(補訂：平成27年12月)

第4版：平成28年2月

第5版：平成30年2月

第6版：平成31年4月

第7版：令和2年3月

(補訂：令和2年9月)

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会

プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン

目次

I	はじめに – ガイドラインの趣旨	1
1	ガイドラインの目的.....	1
2	ガイドラインの位置付け.....	1
3	ガイドラインの運用.....	2
4	見直し.....	2
II	請求の手順等	3
1	請求者.....	3
2	請求の手順.....	3
III	請求を受けたプロバイダ等の対応	5
1	書式の記載漏れ等の確認.....	5
2	請求者の本人確認.....	5
3	発信者情報の保有の有無の確認.....	6
4	権利侵害情報の確認.....	6
5	発信者の意見聴取.....	8
6	権利侵害の明白性の判断.....	9
7	発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断.....	10
IV	権利侵害の明白性の判断基準等	11
1	総論.....	11
2	名誉毀損、プライバシー侵害.....	11
3	著作権等侵害.....	14
4	商標権侵害.....	16
V	開示・不開示の手続	19
1	開示について発信者の同意があった場合.....	19
2	開示のための要件を満たすと判断された場合.....	19
3	開示のための要件を満たさないと判断された場合.....	19
VI	裁判例要旨について	20
	書式集（書式①～⑤）	21

裁判例要旨目次

別冊

裁判例要旨

別冊

Ⅰ はじめに － ガイドラインの趣旨

1 ガイドラインの目的

インターネット上の情報流通によって他人の権利が侵害されたとされる場合には、情報発信者、権利を侵害された者及び特定電気通信役務提供者（サーバの管理・運営者や電子掲示板の管理・運営者等。以下「プロバイダ等」という。）の三者の利害関係が絡むため、時として、その情報流通に対するプロバイダ等の対応には困難が伴う場合がある。このような中で、平成13年11月にプロバイダ等の民事上の責任の制限や、情報の流通によって権利を侵害された者の発信者情報開示請求権に関する規定を有する特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）が成立した。

本ガイドラインは、特定電気通信（法2条1号の「特定電気通信」をいう。以下同じ。）による情報の流通によって権利を侵害された者（以下「被害者」という。）が、当該情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」という。）の開示を請求する権利を規定した法4条の趣旨を踏まえ、情報発信者、被害者及びプロバイダ等のそれぞれが置かれた立場等を考慮しつつ、発信者情報開示請求の手續や判断基準等を、可能な範囲で明確化するものである。これにより、法4条に基づく発信者情報開示手續におけるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを促し、もってインターネットの円滑かつ健全な利用を促進することを目的とするものである。

2 ガイドラインの位置付け

法4条の発信者情報開示請求権は、実体法上の請求権として規定されているものであり、裁判外で発信者情報開示請求を受けたプロバイダ等は、法4条の要件を満たす場合には、裁判外において発信者情報を開示することも可能である。

もっとも、プロバイダ等が法4条の要件の判断を誤って発信者情報の開示を行った場合には、プロバイダ等は発信者に対して損害賠償責任を負うおそれがあるほか、場合によっては刑事上の責任を問われるおそれもある（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）4条及び179条）。

そこで、本ガイドラインでは、発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考として、法4条の要件を確実に満たすと考えられる場合について、可能な範囲で明確化を図るものである。

なお、本ガイドラインは、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会（以下「本協議会」という。）の参加者によって作成されたものであるが、インターネット上の情報

流通による権利侵害については、本協議会の参加者相互間のみで問題となるものではないため、本ガイドラインが本協議会の参加者以外の者によっても活用されることが望まれる。

3 ガイドラインの運用

本ガイドラインは、法4条に基づく発信者情報開示手続におけるプロバイダ等による開示・不開示の判断が迅速かつ円滑に行われることを目的とするが、当該目的は本ガイドラインのみによって達成されるものではなく、個別の事案において、プロバイダ等及び被害者が十分な意思疎通を行い、適切な協働関係を構築することも重要であり、本ガイドラインの運用に当たっては、プロバイダ等及び被害者の双方においてかかる点を十分認識した適切な対応がなされることが重要であることは言うまでもない。

本協議会の参加者は言うまでもなく、参加者以外の者においても本ガイドラインの趣旨が十分に理解され、プロバイダ等による迅速かつ円滑な開示・不開示の判断が行われるよう、関係者においては、本ガイドラインの運用にかかる適切かつ具体的な支援を継続的に実施することが望まれる。

4 見直し

本ガイドラインは、情報通信技術の進展や実務の状況等に応じて、適宜見直しをすることが必要と考えられる。そのため、本ガイドライン策定後も、本協議会における検討を続け、本ガイドラインの改善及び拡充を行っていくこととする。

II 請求の手順等

1 請求者

発信者情報開示請求権は、特定電気通信¹による情報の流通によって権利を侵害された者の被害回復を可能ならしめるため、創設的に認められた権利である。したがって、発信者情報の開示を請求できるのは、被害者すなわち特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者である。具体的には、発信者情報の開示を請求できる者は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害された者本人及び弁護士等の代理人とする²。

2 請求の手順

(1) 本ガイドラインによる発信者情報開示請求手続は、請求者が、関係するプロバイダ等³に対し、必要事項を記入した請求書（書式①参照）、請求者の本人性を確認できる資料、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたことを証する資料、その他の必要な書類をプロバイダ等に提出することにより行う⁴。

請求者は、請求書に自己の権利を侵害されたことを記載するに当たっては、請求を受けたプロバイダ等が、侵害されたとする権利及び権利侵害の態様等が明瞭に認識できるよう留意する必要がある。

¹ いわゆるP2P型ファイル交換ソフトウェアによるファイル送信が特定電気通信に該当するか否かについては、これが争われた裁判例はいずれも特定電気通信に該当すると判断しており（東京地判平成15年9月12日・NBL771号6頁（判例要旨001）、東京高判平成16年5月26日・判タ1152号131頁（判例要旨002）等）、本ガイドラインにおいても、特定電気通信に該当するものとして扱う。

² 著作権等管理事業者（著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）2条3項の「著作権等管理事業者」をいう。以下同じ。）は、著作権者等との間で、同条1項1号の信託契約を締結している場合は本人として請求を行うことができ、同項2号の委任契約を締結している場合は、当該契約の範囲内かつ弁護士法（昭和24年法律第205号）等関係法令に抵触しない限度において、代理人として請求を行うことができる。

³ いわゆる経由プロバイダに対する発信者情報開示請求が認められるか否か（いわゆる経由プロバイダが開示関係役務提供者に該当するか否か）につき、最一判平成22年4月8日・民集64巻3号676頁（判例要旨003）は、「最終的に不特定の者に受信されることを目的として特定電気通信設備の記録媒体に情報を記録するためにする発信者とコンテンツプロバイダとの間の通信を媒介する経由プロバイダは、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当すると解するのが相当である。」と判断した。

⁴ 請求者は、発信者情報開示請求の準備に時間を要する等やむを得ない事情があるためにプロバイダ等に対し発信者情報を消去しないよう保全要請をする場合は、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料並びに特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）をプロバイダ等に提出して要請する。

(2) 請求手続は、原則として書面によって行う。ただし、一定の場合には、必要に応じて、電子メール、ファックス等による請求が認められる。具体的には、以下のような場合がある。

a) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合であって、請求者が、電子メール、ファックス等による請求の後、速やかに当該請求と同内容の請求書を書面によって提出するとき。

b) プロバイダ等と請求者の双方が予め了解している場合であって、請求を行う電子メールにおいて、公的電子署名又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）8条の「認定認証事業者」によって証明される電子署名の措置が講じられ、かつ、当該電子メールに当該電子署名に係る電子証明書が添付されているとき。

* 書面を原則とし、例外的に電子メール、ファックスを認める趣旨は、請求があったこと及びその内容について正確な記録を残すためである。請求者としては、可及的に書式①によるべきであり、仮に書式①によらない場合であっても少なくとも書面によることが望ましい。そのようにすることにより、プロバイダ等の定型的判断が可能となり、スムーズな開示を受けられる可能性が高まるからである。他方、プロバイダ等としては、書式①に固執して、それ以外の方式による請求に対しては開示を一切行わないといった対応をとることは相当ではない。発信者情報開示請求権は、実体的権利であり、請求の方式にこだわるあまり、権利の存否の判断を怠って開示を拒む場合には、法4条4項の重過失に基づく責任が認められる場合もあるからである。なお、口頭又は電話による請求しか行わない請求者に対して、書面等によることを求めて開示を留保することは、手続に慎重を期するプロバイダ等としての正当な対応であり、特段の事情がない限り、重過失に基づく責任が認められることはないと思われる。

III 請求を受けたプロバイダ等の対応

1 書式の記載漏れ等の確認

プロバイダ等は、請求者から書式①による開示請求を受けた場合に、形式的な記載漏れや明らかに不明な点（以下「形式的記載漏れ等」という。）があるときには、必要に応じて、できる限り遅滞なく、請求者に対し、形式的記載漏れ等を指摘し、補正を促す。

2 請求者の本人確認

- (1) 開示請求を受けたプロバイダ等は、発信者情報開示の可否について判断することとなるが、発信者情報は、情報の流通によって権利を侵害された者以外に開示されてよいものではない。また、発信者情報の開示を受けた請求者がこれを不当に用いた場合（法4条3項）にはプライバシー侵害等の不法行為を構成することになり、プロバイダ等が何らかの対応を求められることも考えられる。このため、請求をした者が誰であるのか及び請求が間違いなくその者によりなされたのかについて確認することが必要であるから、請求者の本人性を確認する。
- (2) 請求者は、以下の要領で請求書に記名・押印するとともに、公的証明書の写し又は原本（例えば、運転免許証やパスポートの写し、登記事項証明書の原本）等本人性を証明できる資料を添付し、プロバイダ等は、添付された資料等により請求者の本人性を確認する。
 - a) 押印は、発行から3か月以内の印鑑登録証明書を添付の上、登録印鑑で行う。
 - b) 請求者が法人の場合は、当該法人の代表者（代表者から権限を付与されている者を含む。以下同じ。）の記名をする。
 - c) 著作権等管理事業者が請求をする場合は、請求書に管理事業者登録番号を記載するとともに、代表者の記名をする。
 - d) 海外からの請求の場合は、当該国における一般的な証明方法によって証明された署名等により記名・押印に代えることができる。
- (3) 継続的なやりとりがある場合等、プロバイダ等と請求者との間に一定の信頼関係が認められる場合には、本人性を証明できる資料の添付を省略することができる。
- (4) 代理人が請求する場合（代理人名で請求書を作成する場合）には、代理権を証する書面を添付させることによって、代理権を確認する。著作権等管理事業者の場合は、著作権及び著作隣接権の権利者（以下「著作権者等」という。）との間で締結している契

約（信託契約又は委任契約）の契約約款等、契約内容を示す資料を添付する。法定代理人（本人の親等）の場合は、法定代理関係を証する書面（住民票等）を添付する。ただし、弁護士が代理人となる場合は、通常委任状を相手方に提示する慣行はないことから、特にプロバイダ等から求められない限りは、委任状の添付は不要である。

なお、代理人（弁護士を含む。）が請求する場合であっても、権利を侵害された者本人の公的証明書の写し又は原本（例えば、運転免許証やパスポートの写し、登記事項証明書の原本）等本人性を証明できる資料は必要である。

3 発信者情報の保有の有無の確認⁵

(1) 法4条では、開示の対象となる発信者情報はプロバイダ等が保有するものに限られている（1項）。そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を保有しているか否かについて、速やかに確認することとする。

(2) プロバイダ等が確認した結果、当該発信者情報を物理的に保有していない場合又は発信者情報の特定が著しく困難な場合には⁶、請求者に対し、発信者情報を保有していないため開示が不可能であることを書式⑤により通知する。

4 権利侵害情報の確認

インターネットにおける情報の流通量は膨大であり、権利を侵害したとする情報の流

⁵ 前掲注4のとおり、請求者から、発信者情報開示請求に先立ち、発信者情報を消去しないよう保全要請がなされる場合がある。このような場合には、保全を要請する者から、保全を必要とする発信者情報を特定する情報及び当該やむを得ない事情を記載した書面、本人性を確認できる資料並びに特定電気通信による情報の流通によって自己の権利が侵害されていることを証する資料（その時点で添付可能な資料）が提出されて保全要請がなされた場合であって、プロバイダ等が当該書面により発信者情報を保全することが合理的であると判断したときは、プロバイダ等は、合理的期間を定めて例外的に発信者情報を保全できるものと考えられる。

なお、上記合理的期間を定めるに当たっては、発信者情報消去禁止の仮処分が裁判所に申し立てられた場合においては、一般的な実務として、発信者情報開示請求訴訟が和解成立日から60日ないし90日以内に提起されることを前提に、その期間内に限り発信者情報を保全することを和解条件とする事例が多いことが参考となる。

そして、当該合理的期間内に発信者情報開示請求訴訟が提起された場合には、請求棄却判決が確定するまでの間又は認容判決に基づき開示が行われるまでの間、保全を継続することとする。

⁶ 「保有する」とは、「発信者情報について開示することのできる権限を有すること」をいうが、これは開示が単に理論的に可能なだけでなく、実務的に実行可能なものとして発信者情報の存在を把握していることを含むものであり、抽出のために多額の費用を要する場合や、体系的に保管されておらず、プロバイダ等がその存在を把握できない場合には、「保有する」とはいえないと解されている。

通があった旨の通知があったとしても、通知内容があいまいであるなど、実際にどの情報が問題とされているのかがプロバイダ等には分からないことも多い（そのようなことから、法3条1項においては、権利を侵害したとする情報（以下「権利侵害情報」という。）の流通をプロバイダ等が知らなかったときの、被害者に対する責任の制限が規定されているところである。）。他方、発信者情報の開示が認められるためには、発信者の発信した特定の情報の流通によって権利が侵害されたことが要件となっているから、請求を受けたプロバイダ等がその判断を行うためには、権利侵害情報を確認する必要がある。

(1) 電子掲示板・ウェブページ上の権利侵害情報について

a) プロバイダ等は、請求者の主張する権利侵害情報について、請求書に記載されたURL（Uniform Resource Locator）及び対象となる情報を合理的に特定するに足りる情報（ファイル名、データサイズ、スレッドのタイトル、書込み番号、その他の特徴等）に基づいて、権利侵害情報が掲載され、又は掲載されていたことを確認できるか否かを検討する⁷。

b) 権利侵害情報が掲載されている電子掲示板やウェブページ等を管理するプロバイダ等（以下この項において「電子掲示板の管理者等」という。）から発信者の特定に資するとして提示されたIPアドレス、当該IPアドレスと組み合わされたポート番号、携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号、SIMカード識別番号、タイムスタンプ等（以下「提示情報」という。）に基づいて、いわゆる経由プロバイダに対して請求がなされた場合には、権利侵害情報を確認するとともに、当該提示情報が当該権利侵害情報の発信の際に送信されたこと、これらが正確に記録されていたことなどを確認する必要がある。そこで、いわゆる経由プロバイダは、a)に従って権利侵害情報を確認するとともに、当該提示情報の正確性を確認することとする。

具体的には、いわゆる経由プロバイダは、当該提示情報が①裁判所の判決等に基づいて開示されたものである場合には、そのことを示す資料により、②電子掲示板の管理者等において任意に開示されたものである場合には、当該提示情報が当該権利侵害情報の発信の際に送信されたこと、これらが正確に記録されていたことなどを、電子掲示板の管理者等が証した記名・押印のある書面等により、確認する。

(2) いわゆるP2P型ファイル交換ソフトについて

⁷ 一般的には、権利侵害情報が既にウェブページ等から削除されている場合には、プロバイダ等が過去の掲載の事実を確認することは困難である。

いわゆるP2P型ファイル交換ソフトについては、請求者において、著作権その他の権利を侵害するファイルを送信可能状態に置いていたユーザのIPアドレス、当該IPアドレスと組み合わせられたポート番号、タイムスタンプ等をプロバイダ等に提示する。加えて、請求者において、これらを特定した方法が信頼できるものであることに関する技術的資料等を提出し、プロバイダ等は当該資料に基づき当該特定方法の信頼性の有無を判断する⁸。ただし、請求者が、本協議会が特定方法の信頼性が認められると別途認定したシステム（以下「認定システム」という。）を用いてこれらを技術的に特定し、プロバイダ等が確認した場合には、当該資料の提出を要しない。

- (3) 請求者は、可能な限り、対象となる権利侵害情報のハードコピーにおける図示やIPアドレス、当該IPアドレスと組み合わせられたポート番号、タイムスタンプ等を特定した技術的方法の解説（P2P型の場合）等をするほか、プロバイダ等が、記載された情報のみでは特定ができないとして請求書を補正するために追加的な情報を求めたときは、当該プロバイダ等が求めた情報を提示する。

プロバイダ等は、権利侵害情報の特定が不十分であり、請求者によって補正が行われない場合には、権利侵害情報が特定できず、発信者情報の開示を行うことが不可能である旨を請求者に連絡する（書式⑤参照）。

5 発信者の意見聴取

- (1) 法4条2項は、発信者情報の開示請求への対応に当たっては、プライバシーや表現の自由、通信の秘密等、発信者の権利利益が不当に侵害されることのないよう、原則として、開示するかどうかについて発信者の意見を聴かなければならないことを規定している。そこで、プロバイダ等は、Ⅲ1～3の事項について確認ができたときは、発信者に対する意見照会書（書式②）により、発信者情報の開示に対する発信者の意見を聴取することとする⁹。

⁸ IPアドレス等の特定方法の信頼性について、東京地判平成26年7月31日（判例要旨004）、東京地判平成23年11月29日（判例要旨005）及び東京地判平成23年3月14日（判例要旨006）では、権利侵害情報のダウンロード時に発信元のIPアドレス、ポート番号、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等を自動的にデータベースに記録する機能を有するシステムを請求者が用いる場合には、確認試験により複数回IPアドレス等の特定の結果を確認するなど、正確性が確認されること、その他当該システムによる特定方法の信頼性に疑いを差し挟むような事実がないこと等をもって、当該システムによるIPアドレス等の特定の結果に信頼性が認められるとしている。ただし、特定方法の信頼性に関わる個別の事案について、別の方法でプロバイダ等が特定方法の信頼性を確認したときには、プロバイダ等において開示・不開示の判断がなされることが否定されるものではない。

⁹ 法4条2項は、プロバイダ等が発信者に対して負う一般的な注意義務を規定しており、同項が発信者情報開示の要件となっているわけではない。しかしながら、表現の自由及びプライバシーの保護等の観点から、本ガイドラインでは、意見照会を経た発信者情報開示

(2) ただし、プロバイダ等が保有している発信者情報によっては、発信者に対して意見聴取をすることが不可能又は著しく困難であることがあり、そのような場合には、発信者に対して意見聴取を行わないでよい。

また、請求者の主張する事実関係及び証拠資料によっては、情報の流通により権利が侵害されたとは認められないことが明確に判断できる場合にも、発信者に対して意見聴取を行わないでよい。

(3) プロバイダ等は、発信者から開示に同意する旨の回答を得た場合は、Vに従って発信者情報を開示し¹⁰、そうでない場合は、6及び7に従い対応を行う。

6 権利侵害の明白性の判断

(1) プロバイダ等は、発信者から開示に同意しない旨の回答¹¹を得た場合又は一定期間（二週間）経過しても回答がない場合には、請求者から提出された資料等に基づき、IVの基準等を参考に、「権利が侵害されたことが明らか」（法4条1項1号）であるかどうかについての検討を開始する¹²。

手続を前提とする。

なお、法4条の発信者情報は、「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるもの」をいうとされており、総務省令（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号））1号及び2号によれば、氏名（又は名称）及び住所については、発信者のみならず「その他侵害情報の送信に係る者」の情報も発信者情報に含まれる。そのため、発信者がプロバイダ等の加入者の家族や同居人であって、当該加入者自身が発信者でないときも、加入者の氏名及び住所は発信者情報に該当しうる。

¹⁰ 前掲注9のとおり、加入者自身が発信者でないときも、加入者の氏名及び住所は発信者情報に該当しうるが、プロバイダ等が真の発信者の氏名や住所の情報を得た場合には、加入者の氏名や住所の情報は、特段の事情がない限り開示の必要性がなくなるのが通常と考えられる。したがって、真の発信者が加入者の家族や同居人である場合があることを意見照会手続きにおいて加入者に注意喚起の上、加入者の家族や同居人が、自らが発信者であるとして請求者に開示する連絡先情報を回答した場合には、当該連絡先情報を発信者情報開示請求者に通知する。発信者から開示に関する同意があり、かつ、発信者の指定する連絡先に連絡可能であればその限りで加入者情報の開示は必要性がなくなるためである。なお、加入者と同居人等のいずれもが意見照会に回答してくることも考えられるが、同意が真の発信者によるものか疑わしい場合などもあるため、慎重に対応する必要がある。

¹¹ 真の発信者が家族や同居人であるのにプロバイダ等の加入者が身に覚えがないとして単に否認してしまう事例を少なくするため、書式②（発信者に対する意見照会書）では、予め意見照会時に家族・同居人が真の発信者である可能性の注意喚起を促すこととしている。

¹² いわゆるP2P型ファイル交換ソフトを利用したファイル送信による権利侵害については、ソフトによってファイルが送信される技術的な仕組みが様々であることから、請求者

- (2) ここで「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味すると解されている。そのような事情の存在については、請求者の主張する事情に加え、発信者の主張も考慮した上で判断することとなるが、発信者に意見照会を行った場合において、一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱う。

7 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の判断

- (1) プロバイダ等は、請求書の記載に基づいて、請求者が発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているかについて判断する。

- (2) 発信者情報の開示を求める理由が、①損害賠償請求権の行使のためである場合、②謝罪広告等名誉回復措置の要請のため必要である場合、③発信者への削除要請等、差止請求権の行使のため必要である場合には、通常は、請求者は発信者情報の開示を受けるべき正当な理由を有しているものと考えられるが、例えば、差止請求の場合に既に権利侵害情報が削除されており、請求の必要性がなくなっていることなどもありうることから、発信者の意見も考慮した上で判断する必要がある。

その他の理由であって、正当な理由を有しているか否かについての判断が困難な場合には、プロバイダ等は、弁護士等の専門家に相談した上、判断を行うことが望ましい。

は、①当該ファイルの流通が請求者の権利を侵害するものであることに加え、②発信者が当該ファイルを送信可能状態に置いていたなど、発信者の故意又は過失により権利侵害が生じたということについても、利用されていたファイル交換ソフトの技術的な仕組み等を前提に、根拠を示す資料を提出する必要がある。ただし、請求者が認定システムを用いてダウンロードしたファイルについては当該システムが認定された技術的範囲（ファイルを保有していない発信者を発信元として誤って認識・記録しないこと等）に限り、当該技術的な根拠を示す資料の提出は要しない。

IV 権利侵害の明白性の判断基準等

1 総論

発信者情報開示請求権は、匿名で発信された情報の流通により権利を侵害された者の救済の観点から有益なものであるが、他方で、発信者情報は発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密とも深く結びついた情報であるため、そのバランスをとることが重要である。法4条は、このような被害者の救済の必要性と、発信者の利益の調和を図る観点から、発信者情報の開示については、「権利が侵害されたことが明らか」であることを要件として定めている。

ここで、「明らか」とは、権利を侵害されたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味すると解されている。

したがって、①情報の流通により権利を侵害されたこと及び②不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことが認められる場合には、発信者情報の開示を行うことが可能となるものである。

ところで、情報の流通による権利侵害の態様としては、典型的に、①名誉毀損、プライバシー侵害、②著作権等（著作権及び著作隣接権をいう。以下同じ。）侵害、③商標権侵害が考えられるところであり、本ガイドラインにおいては、発信者情報の開示が認められた裁判例等を参考に、それぞれの類型ごとに権利を侵害されたことが明らかと考えられる場合や、その判断要素等について記載するものである。本ガイドラインで取り上げていない類型の権利侵害については、当該事案に応じて、権利侵害の明白性の有無が判断されるべきことは言うまでもない。

2 名誉毀損、プライバシー侵害

(1) 名誉毀損

- a) 名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な社会的評価のことであり、この社会的評価を低下させる行為は名誉毀損となりうるが（最三判平成9年5月27日・民集51巻5号2024頁（判例要旨007））、当該行為が、公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であると証明されたときには違法性がなく、仮に摘示された事実が真実でなくても行為者において真実と信ずるについて相当の理由があるときには故意・過失がなく、不法行為は成立しないとされている（最一判昭和41年6月23日・民集20巻5号1118頁（判例要旨008））¹³。また、特定の事

¹³ なお、刑事事件ではあるが、最高裁は、「インターネットの個人利用者による表現行為

実を基礎とする意見ないし論評による名誉毀損については、意見等の前提としている事実の重要な部分が真実である場合には同様に違法性が阻却されるとともに、これを真実と信ずるにつき相当の理由があるときは故意・過失は否定されると解される（最三判平成9年9月9日・民集51巻8号3804頁参照（判例要旨009））。

したがって、名誉毀損について権利侵害の明白性が認められるためには、当該侵害情報により被害者の社会的評価が低下した等の権利侵害に係る客観的事実のほか、①公共の利害に関する事実に係ること、②目的が専ら公益を図ることにあること、③-1事実を摘示しての名誉毀損においては、摘示された事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当の理由が存すること、③-2意見ないし論評の表明による名誉毀損においては、意見ないし論評の基礎となった事実の重要な部分について真実であること又は真実であると信じたことについて相当の理由が存することの各事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことが必要と解されている¹⁴。

- b) これらの事情等は、個別の事案の内容に応じて判断されるべきものであり、プロバイダ等において判断することが難しいものでもある。したがって、現時点において権利侵害の明白性が認められる場合についての一般的な基準を設けることは難しい。発信者に対して意見を聴取した結果、公益を図る目的がないことや書込みに関する事実が真実でないことを、発信者が自認した場合などには、名誉毀損が明白であると判断してよい場合があるが、それ以外の場合については、以下の発信者情報の開示を認めた裁判例等を参考にして、権利侵害の明白性の判断を行い、判断に疑義がある場合においては、裁判所の判断に基づき開示を行うことを原則とする。

（権利侵害の明白性が認められた事例）

- ◎東京地判平成15年3月31日（開示が認められた事例1（判例要旨011））
- ◎東京地判平成17年8月29日（開示が認められた事例2（判例要旨012））
- ◎東京地判平成15年9月17日（開示が認められた事例3（判例要旨013））。控訴審東京高判平成16年1月29日（判例要旨014）も結論を維持）

の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない」と判断した（最一判平成22年3月15日・刑集64巻2号1頁（判例要旨010））。

¹⁴ もっとも、不法行為の成立のためには、主観的要件として故意・過失が必要とされるところ、法4条は、その文言上故意・過失を要件として規定していないこと、発信者情報の開示を請求する段階では、発信者が特定されておらず、主観的要件の立証まで要求するのは酷であることなどから、主観的要件である発信者の故意・過失まで原告が主張立証する必要はないものとしている裁判例もある（東京地判平成15年3月31日（判例要旨011）、同平成15年12月24日（判例要旨015）参照）。

- ◎東京地判平成15年12月24日（開示が認められた事例4（判例要旨015））
- ◎大阪地判平成20年6月26日（開示が認められた事例5（判例要旨016））
- ◎東京地判平成25年3月27日（開示が認められた事例6（判例要旨017））
- ◎東京地判平成25年8月26日（開示が認められた事例7（判例要旨018））
- ◎東京地判平成25年12月10日（一部につき開示が認められなかった事例1（判例要旨019））
- ◎東京地判平成28年3月8日（一部につき開示が認められなかった事例2（判例要旨020））
- ◎東京高裁平成29年9月26日（全部につき開示が認められなかった事例（判例要旨021））

(2) プライバシー侵害

- a) プライバシーの権利について、その内容を明確に定義した最高裁判例はまだないが、プライバシー侵害について不法行為の成立を認めた裁判例の一つでは、個人に関する情報がプライバシーとして保護されるためには、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人に未だ知られていない情報であることが必要である旨判示している（「宴のあと」事件。東京地判昭和39年9月28日（判例要旨022）¹⁵。また、明確な定義とはいえないが、最高裁は、「学籍番号、氏名、住所及び電話番号（中略）のような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えerことは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである」旨判示している（早稲田大学江沢民講演会事件。最二判平成15年9月12日・民集57巻8号973頁（判例要旨023））。
- b) 以上によれば、情報の流通によるプライバシー侵害について一般的な基準を設けることは難しい。しかしながら、プライバシー侵害が明白であるとして発信者情報の開示が認められた事例なども考慮すれば、一般私人の個人情報のうち、住所や電話番号等の連絡先や、病歴、前科前歴等、一般的に本人がみだりに開示されたくないと考えerような情報については、これが氏名等本人を特定できる事項とともに不特定多数の者に対して公表された場合には、通常はプライバシー侵害となると考えられる。また、一般私人に関するものであることからすれば、違法性を阻却するような事情（社会の正当な関心事である等）が存在することも一般的には考えにくい。
- したがって、このような態様のプライバシー侵害については、当該情報の公開が正

¹⁵ プライバシーに関する裁判例の動向については、プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー侵害関係ガイドラインにも詳しく記載されている。

当化されるような特段の事情がうかがわれない限り、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

(権利侵害の明白性が認められた事例)

◎東京地判平成15年9月12日（開示が認められた事例1（判例要旨024））

◎東京地判平成16年11月24日（開示が認められた事例2（判例要旨025））

◎東京地判平成20年7月4日（開示が認められた事例3（判例要旨026））

◎東京地判平成24年7月27日（開示が一部認められなかった事例（判例要旨027））

- c) これに対して、公人等¹⁶に関する個人情報の公表及びその他の態様でのプライバシー侵害については、権利の侵害となるか否かの判断が必ずしも容易ではなく、参考となる裁判例の蓄積もない。したがって、現時点において一般的な基準を設けることは難しく、裁判所の判断に基づいて開示を行うことを原則とする。

3 著作権等侵害

(1) 請求者が著作権者等であること

著作権等侵害を理由として発信者情報の開示を求める場合、請求者が著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（以下「著作物等」という。）の著作権者等であることが前提となる。請求者が侵害されたとされる著作権等の著作権者等であることについて明確に判断するためには、以下の証拠資料による必要があると考えられる。

- ① 著作物等に関して、著作権法に基づく登録がなされている場合又は海外における法令に基づく登録がなされている場合は、当該登録が行われていることを証する書面
- ② 著作物等の発行・販売等に当たって著作権者等の氏名等が表示されている場合は、その写し（万国著作権条約3条1項参照）
- ③ 請求がなされる以前に一般に提供されている商品、カタログ等であって請求者が著作権者等であることを示す資料がある場合は、当該資料又はその写し
- ④ 著作物等と著作権者等との関係を照会できるデータベースであって、適切に管理されているものが提供されている場合には、当該データベースに登録されて

¹⁶ 「公人」とは、国会議員、都道府県の長、議員その他要職につく公務員などをいう。また、「公人」に準じる公的性格を持つ存在として、会社代表者、著名人もある。これらの公的存在は、その職務との関係上、一定限度で私生活の平穏を害されることを受忍することを求められる場合があり、一般私人とは異なる配慮が必要である。なお、公人の家族は、特段の事情がない限り、一般私人である。

いることを証する書面

- ⑤ 原著者と二次著作物の著作者との間で交わされた翻案及び権利関係に関する契約書、確認書等の文書のうち権利関係の確認に必要な部分など、請求者が二次著作物に対する原著者であることを示す書面
- ⑥ 著作権等管理事業者が、当該団体が管理している著作物等であることを確認した書面

(2) 著作権等侵害

著作権等侵害については、例えば、複製権侵害、公衆送信権侵害、送信可能化権侵害等の態様による侵害があり得るところではあるが、法4条に基づく発信者情報の開示請求を受けたプロバイダ等が、権利侵害の明白性を判断した上、裁判外で発信者情報の開示を行うためには、著作権等侵害があることを明確に判断できることが必要であると考えられる。

そして、そのような判断が可能となるようなケースとしては、以下のものが考えられる。

- ① 情報の発信者が著作権等侵害であることを自認している
- ② 情報が著作物等の全部又は一部を丸写ししている
- ③ 著作物等の全部又は一部を丸写ししたファイルを現在の標準的な圧縮方式（可逆的なもの）により圧縮している

(権利侵害の明白性が認められた事例)

◎東京地判平成17年6月24日（開示が認められた事例1（判例要旨028））

◎東京地判平成28年8月30日（開示が認められた事例2（判例要旨029））

(3) その他

プロバイダ等は、当該著作権等が保護期間内であること及び請求者が発信者に対して権利許諾をしていないことを確認する。なお、権利許諾については、発信者から許諾を受けている旨の回答がない限り、権利許諾はないものとして扱ってよい。許諾の有無につき争いがある場合には、許諾の存在を主張する発信者から許諾を証する資料を提出させるなどして、その存否を確認する。

(4) プロバイダ等は、請求者の提出する資料等¹⁷に基づき、著作権等侵害について判断を

¹⁷ 請求者が著作権者等であること及び著作権等侵害の事実に関して、本協議会によって認定された信頼性確認団体（以下「信頼性確認団体」という。）がその内容を証した資料については、信頼性確認団体は専門的な知見及び十分な実績を有していることを要件として

行うが、上記を全て満たす形で著作権等侵害がなされており、発信者から具体的な主張もなされていない場合には、不法行為等の成立を阻却するような事情が存在することも一般的には考えにくい。したがって、特段の事情がうかがわれない限り¹⁸、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

他方、これ以外の類型の著作権等侵害については、その判断が必ずしも容易でないことから、本ガイドラインの対象外とする。

4 商標権侵害

(1) 請求者が商標権者であること¹⁹

商標権侵害を理由として発信者情報の開示を求める場合は、請求者が商標権者（専用使用権者を含む。以下同じ。）であることが前提となる。請求者が侵害されたとされる商標権の商標権者であることについて明確に判断するためには、商標原簿の写しによることが考えられる。

(2) 商標権侵害

a) 一般に、商標権の侵害とは、登録商標と同一又は類似の商標を、登録商標の指定商品若しくは指定役務と同一又は類似の商品・役務に権利者に無断で使用することなどをいう。

このうち、情報の流通により商標権が侵害されていると解される場合とは、

- ① 業として商品を譲渡等する者が、
- ② 商標権者の商標登録に係る指定商品又はこれに類似する商品について、
- ③ 商品を譲渡するために商標が付された商品の写真や映像等をウェブページ上に掲載する行為又は登録商標と同一若しくは類似の商標を（広告等を内容とする情報に付して）ウェブページ上で表示する行為、

であると解されているところである。²⁰⁻²¹

認定されていることに照らし、プロバイダ等においてもその判断を尊重することが期待される。

¹⁸ 例えば、著作物等の丸写しが、発信者の創作物の一部に組み込まれている場合など、引用（著作権法（昭和45年法律第48号）32条）にあたる可能性がある場合には、著作権等侵害の判断が必ずしも容易でないと考えられる。

¹⁹ 発信者情報開示請求は、権利の侵害が「情報の流通」自体によって生じた場合を対象とするものであり、流通している商標権侵害情報を閲覧したことを契機として詐欺の被害に遭った場合などは、本ガイドラインの対象外とする。

²⁰ この点に関する考え方については、プロバイダ責任制限法商標権関係ガイドライン2頁以下に詳しく記載されている。

²¹ 具体的には、①ネットオークションへの偽ブランド品等の出品、②ショッピングモール

b) このような商標権侵害について、法4条に基づく発信者情報の開示請求を受けたプロバイダ等が、権利侵害の明白性を判断した上、裁判外で発信者情報の開示を行うためには、商標権侵害があることを明確に判断できることが必要であると考えられるが、そのためには、以下の i、ii の基準をいずれも満たすことが必要であると考えられる。

i 次のいずれかに該当し、ウェブページ上に表示された商品に関する情報が真正品に係るものでないと判断できること

- ① 情報の発信者が真正品でないことを自認している商品
- ② 商標権者により製造されていない類の商品
- ③ 商標権者が真正品でないことを証する資料²²を示している商品 (②に該当するものを除く)

ii 次の全ての事項が確認でき、商標権侵害であることが判断できること

- ① 広告等の情報の発信者が業として商品を譲渡等する者であること
- ② その商品が登録商標の指定商品と同一又は類似の商品であること
- ③ 商品の広告等を内容とする情報に当該商標権者の登録商標と同一又は類似の商標が付されていること²³⁻²⁴

(3) その他

プロバイダ等は、請求者が発信者に対して使用許諾をしていないことを確認する。具体的には、発信者から許諾を受けている旨の回答がない限り、権利許諾はないものとして扱ってよい。許諾の有無につき争いがある場合には、許諾の存在を主張する発信者から許諾を証する資料を提出させるなどして、その存否を確認する。

における偽ブランド品等の出品、③その他ウェブページ上での偽ブランド品等を譲渡する旨の広告、といった場合が考えられる。

²² 具体的には、商標権者において当該商品についてこれが真正品でないことを証した書面について、信頼性確認団体等の専門的知見を有する者がその内容を確認したものなどが考えられる。

²³ 同一、類似の判断については、商標公報の写し又は独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する J-PlatPat 特許情報プラットフォームのウェブページ<<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>>において当該商標に関する情報を検索した結果の写し等により確認する。

²⁴ 商標の類似性の判断は必ずしも容易ではない場合もあるため、本ガイドラインでは、登録商標と実質的に同一と判断できるもの及び裁判所又は特許庁によって類似性に関する判断が示されているものを対象とする。

(4) プロバイダ等は、請求者の提出する資料等²⁵に基づき、商標権侵害について判断を行うが、上記を全て満たす形で商標権侵害がなされており、発信者から具体的な主張もなされていない場合には、違法性を阻却するような事情が存在することも一般的には考えにくい。したがって、特段の事情がうかがわれない限り、発信者情報の開示を行うことが可能と考えられる。

他方、これ以外の商標権侵害の類型については、その判断が必ずしも容易でないことから、本ガイドラインの対象外とする。

²⁵ 請求者が商標権者であること及び商標権侵害の事実に関して、信頼性確認団体がその内容を証した資料については、信頼性確認団体は専門的な知見及び十分な実績を有していることを要件として認定されていることに照らし、プロバイダ等においてもその判断を尊重することが期待される。

V 開示・不開示の手続

1 開示について発信者の同意があった場合

- (1) 発信者情報の開示について、発信者から同意があった場合は、プロバイダ等は、速やかに書式④により発信者情報を開示する。
- (2) 請求者が開示を求める発信者情報の一部についてのみ発信者が開示に同意した場合には、プロバイダ等は、当該部分についてのみ速やかに開示を行い、発信者が同意をしなかった部分については、Ⅲに従って開示の可否を判断する。²⁶

2 開示のための要件を満たすと判断された場合

- (1) プロバイダ等は、請求が開示のための要件を満たすと判断した場合には、速やかに書式④により発信者情報を開示する。²⁷
- (2) プロバイダ等は、開示を行った場合には、発信者に対し、その旨通知する。

3 開示のための要件を満たさないと判断された場合

- (1) プロバイダ等は、請求が開示のための要件を満たさないと判断した場合には、請求者に対し、書式⑤により、要件を満たさないと判断した理由とともに、発信者情報を開示しない旨を通知する。
- (2) なお、その際、プロバイダ等は、発信者に対する意見聴取を行っていた場合には、発信者に対しても、発信者情報の開示を行わなかったことを通知することが望ましい。

²⁶ 東京地判平成15年3月31日（判例要旨030）は、原告が既に発信者情報の一部を把握しており、送信行為自体を行った者が特定されているような場合であっても、その余の発信者情報の開示を受ける必要性はなくなる旨判示している。

²⁷ 最三判平成22年4月13日・民集64巻3号758頁（判例要旨031）は、プロバイダ責任制限法4条4項につき、「開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかつたことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である。」と判断し、発信者情報が、発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密にかかる情報であることから、その開示に関して発信者の利益が不当に侵害されることのないように慎重な判断を求めているといえる。

VI 裁判例要旨について

この判例要旨は、このガイドラインの利用者の参考としていただくため、本文において言及された裁判例その他関係する裁判例の要旨を簡潔にまとめたものである。

(1) 判決文からの引用箇所は、可能な限り「」で括った。

(2) 判例要旨の各項目の説明

個票を次のような形式で作成した。

検索の便宜を図るため、以下の項目の①②③④⑤を抽出した目次を用意した。

番号	①	キーワード	②			
裁判所	③	日付	④	種別	⑤	
審級関係等	⑥					
GL 頁	⑦					
判例集	⑧					

〔事案〕 ⑨ 〔主文〕 ⑩ 〔要旨〕 ⑪

- ① 番号 ガイドラインに言及のある順に採番して記載した。
- ② キーワード 権利侵害における権利の性質（送信可能化権、プライバシー権等）、権利侵害の有無について争われた情報の種類（氏名、住所、写真、醜聞、犯罪事実等）、主な争点（公共の利害に関する事実、真実性、相当性等）等を判決文から抽出して記載した。
- ③ 裁判所 判決（決定）をした裁判所名
- ④ 日付 判決（決定）日
- ⑤ 種別 判決又は決定の区別
- ⑥ 審級関係等 収録した裁判例に相互に審級関係がある場合は該当する①の番号。他に裁判例の理解を深めることにつながる情報を記載した。
- ⑦ GL 頁 ガイドライン本文の頁番号
- ⑧ 判例集 代表的な判例集の略称、巻号及び頁数
例) 民集：最高裁民事判例集、下民集：下級裁判所民事裁判例集
刑集：最高裁刑事判例集、判時：判例時報、判タ：判例タイムズ など
- ⑨ 事案 このガイドラインと関係のある当事者の主張内容
- ⑩ 主文 ⑨で述べた事案に関する判決又は決定の主文。多数の争点を含む裁判例であっても、発信者情報開示請求に関連するものに限定して記述した。
- ⑪ 要旨 発信者情報の開示請求等について、当事者からの請求内容に対する裁判所の判断を記載し、その理由を簡潔に紹介している。

以 上

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者] (注1)

住所

氏名

印

連絡先

発信者情報開示請求書

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます）第4条第1項に基づき、[貴社・貴殿] が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下「発信者情報」といいます）を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含みます）に虚偽の事実が含まれており、その結果 [貴社・貴殿] が発信者情報を開示された加入者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

[貴社・貴殿] が管理する特定電気通信設備等		(注2)
掲載された情報		
侵害情報等	侵害された権利	
	権利が明らかに侵害されたとする理由 (注3)	
	発信者情報の開示を受けるべき正当理由 (複数選択可) (注4)	1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他 (具体的にご記入ください)

	開示を請求する発信者情報 (複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発信者の氏名又は住所 2. 発信者の住所 3. 発信者の電話番号 4. 発信者の電子メールアドレス 5. 侵害情報が流通した際の、当該発信者の IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号 (注5) 6. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号 (注5) 7. 侵害情報に係る SIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの (注5) 8. 5ないし7から侵害情報が送信された年月日及び時刻
	証拠 (注6)	添付別紙参照
	発信者に示したくない私の情報 (複数選択可) (注7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 (個人の場合に限る) 2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

(注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。

(注2) URL を明示してください。ただし、経由プロバイダ等に対する請求においては、IP アドレス、当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号、タイムスタンプ (侵害情報が送信された年月日及び時刻) 等、発信者の特定に資する情報を明示してください。

(注3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。

(注4) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

(注5) 携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(注6) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合 (注7 参照) には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。

請求者が著作権等又は商標権の権利者であること及び著作権等又は商標権侵害の事実に関して、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会 (以下「協議会」といいます) によって認定された信頼性確認団体がその内容を証した場合は、その旨記載して下さい。

P2Pによる権利侵害を理由として請求する場合であって、協議会によって認定されたシステムを用いたときは、当該システムの名称を記載するとともに当該システムに記録された発信元ノード (ユーザのPC等) のIPアドレス、ポート番号、ファイルハッシュ値、ファイルサイズ、ダウンロード完了時刻等のメタデータの出力結果を添付することとします。当該システムの特定方法の信頼性等に関して協議会が認定した技術的範囲に関する技術的資料の添付は不要です。

(注7) 請求者の氏名 (法人の場合はその名称)、「管理する特定電気通信設備」、「掲載され

た情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠について、発信者に示してほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。

ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

以上

 [特定電気通信役務提供者の使用欄]

開示請求受付日	発信者への意見照会日	発信者の意見	回答日
(日付)	(日付) 照会できなかった場合はその理由：	有 (日付) 無	開示 (日付) 非開示 (日付)

書式② 発信者に対する意見照会書

年 月 日

至 [発信者] 御中

[特定電気通信役務提供者]

住所

社名

氏名

連絡先

発信者情報開示に係る意見照会書

この度、次葉記載の情報の流通により権利が侵害されたと主張される方から、次葉記載の発信者情報の開示請求を受けました。つきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条第2項に基づき、〔弊社・私〕が開示に応じることについて、貴方（注）のご意見を照会いたします。

ご意見がございましたら、本照会書受領日から二週間以内に、添付回答書（書式③-1）にてご回答いただきますよう、お願いいたします。二週間以内にご回答いただけない事情がございましたら、その理由を〔弊社・私〕までお知らせください。開示に同意されない場合には、その理由を、回答書に具体的にお書き添えください。なお、ご回答いただけない場合又は開示に同意されない場合でも、同法の要件を満たしている場合には、〔弊社・私〕は、次葉記載の発信者情報を、権利が侵害されたと主張される方に開示することがございますので、その旨ご承知おきください。

(注)権利を侵害したとされる情報を貴方が発信されていなくても、実際には、インターネット接続を共用されているご家族・同居人等が発信されている場合があります。その場合、貴方ではなく、発信者であるご家族・同居人等のご意見を照会したく、ご確認の上、添付回答書（書式③-2）により発信者からご回答いただけるようお手配ください。

請求者の氏名 (法人の場合は名称)		
[弊社・私] が管理する 特定電気通信設備		
掲載された情報		
侵害 情報 等	侵害された権利	
	権利が明らかに侵 害されたとする理 由	
	発信者情報の開示 を受けるべき正当 理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 削除要求のために必要であるため 5. その他
	開示を請求されて いる発信者情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発信者の氏名又は名称 2. 発信者の住所 3. 発信者の電話番号 4. 発信者の電子メールアドレス 5. 情報が流通した際の、IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わされたポート番号 6. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号 7. 侵害情報に係る S I Mカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの 8. 5ないし7から侵害情報が送信された年月日及び時刻
	証拠	添付別紙参照
	その他	

以上

書式③-1 発信者からの回答書

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[発信者]

住所

氏名

印

連絡先

回 答 書

[貴社・貴方] より照会のあった私の発信者情報の取扱いについて、下記のとおり回答します。

記

[回答内容] (いずれかに○)

() 発信者情報開示に同意しません。

[理由] (注)

() 発信者情報開示に同意します。

[備考]

以上

(注)理由の内容が相手方に対して開示を拒否する理由となりますので、詳細に書いてください。証拠がある場合は、本回答書に添付してください。理由や証拠中に相手方にとって貴方を特定し得る情報がある場合は、黒塗りで隠す等して下さい。

書式③-2 発信者（加入者のご家族・同居人）からの回答書

〔弊社・私〕のサービスを実際にご利用して発信されたのが、ご加入者ではなく、ご家族・同居人等（発信者）の場合、この書式により発信者からご回答をお願いします。

年 月 日

至 〔特定電気通信役務提供者の名称〕御中

〔発信者（加入者のご家族・同居人）〕

住所

氏名

印

連絡先

回 答 書

発信者情報の開示請求者がその流通により権利を侵害されたと主張する情報は、〔貴社・貴方〕から照会をした加入者ではなく、私が発信した情報ですので、私の発信者情報の取扱いについて、下記のとおり回答します。

記

〔回答内容〕（いずれかに○）

（ ）発信者情報開示に同意しません。

〔理由〕（注）

（ ）本件については、発信者情報開示請求者と直接連絡を取りたいので、加入者の情報に代え、上記の私の住所、氏名及び連絡先を請求者に通知願います。

以上

（注）理由の内容が相手方に対して開示を拒否する理由となりますので、詳細に書いてください。証拠がある場合は、本回答書に添付してください。理由や証拠は、原則としてそのまま相手方に通知されます。理由や証拠中に相手方にとって貴方を特定し得る情報がある場合は、黒塗りで隠す等して下さい。

書式④ 発信者情報開示決定通知書

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

[特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通知書

貴殿から下記情報に関し請求のありました、[弊社・私] が保有する発信者情報の開示について、添付別紙のとおり開示いたしますので、その旨ご通知申し上げます。なお、開示を受けるにあたっては、下記の注意事項をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

[注意事項]

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第4条第3項により、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為は禁じられています。

以上

書式⑤ 発信者情報不開示決定通知書

年 月 日

至 [権利を侵害されたと主張する者] 様

[特定電気通信役務提供者の名称]

住所

氏名

連絡先

通知書

貴殿から下記情報の発信者情報の開示について請求がありましたが、下記の理由で、開示に応じることは致しかねますので、その旨ご通知申し上げます。

記

[理由] (いずれかに○)

1. 貴殿よりご連絡のあった情報を特定することができませんでした。
2. 貴殿よりご連絡のあった発信者情報を保有しておりません。
3. 貴殿よりご連絡のあった情報の流通により、「権利が侵害されたことが明らか」(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)第4条第1項第1号)であると判断できません。
4. 貴殿が挙げられた、発信者情報の開示を受けるべき理由が、「開示を受けるべき正当な理由」(同項第2号)に当たると判断できません。
5. 貴殿から頂いた発信者情報開示請求書には、以下のような形式的な不備があります。
不備内容：

6. その他(追加情報の要求等))
以上